

「読書のまち・かわさき
子ども読書活動推進計画」(第4次)



読書のまち・かわさき

令和4(2022)年3月

川崎市教育委員会

目 次

第 1 章 第 4 次計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象	2
4 計画期間	2

第 2 章 子どもの読書活動を取り巻く現状と第 3 次計画での取組

1 子どもの読書活動を取り巻く現状	3
2 第 3 次計画（H30～R3）における主な取組	4
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進について	
(2) 地域における子どもの読書活動の推進について	
(3) 学校等における子どもの読書活動の推進について	
(4) 啓発広報活動の推進について	
3 第 4 次計画の策定に向けて	1 6

第 3 章 読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第 4 次）

1 基本方針	1 8
2 取組の方向性	1 8
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	
(3) 学校における子どもの読書活動の推進	
(4) 「かわさき読書の日」を中心とした啓発活動の推進	
3 具体的な取組	2 0
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	
(3) 学校における子どもの読書活動の推進	
(4) 「かわさき読書の日」を中心とした啓発活動の推進	
4 計画の推進に向けて	3 0
(1) 計画の進行管理	
(2) 計画の推進体制	

【資料編】	3 1
○子どもの読書活動を取り巻く状況の変化	3 2
○「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」実施要綱	3 5
○「読書のまち・かわさき」事業推進会議運営要綱	3 6
○「読書のまち・かわさき」子ども読書活動連絡会議運営要綱	3 7
○学校と市立図書館の連携に関する要綱	3 8
○子どもの読書活動の推進に関する法律	3 9
○文字・活字文化振興法	4 1
○語句説明一覧.....	4 4

第1章

第4次計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもたちの読書活動は、言葉や知識を学び、表現力や創造力を豊かにします。それだけではなく、何より本は子どもたちに夢や希望を与え、人生をより豊かでより深く生きていくための力を身につけていく上で欠かせないものとなります。

近年、急速な少子高齢化の進行や人口減少への転換など、人口構造や社会構造が変化しており、また、共働き世帯の増加やライフスタイルの変化から、働き方は多様化し、家族形態も変化するなど、子どもを取り巻く生活環境も大きく変化してきています。

さらに、インターネットやスマートフォンなどの急速な普及による情報化社会の進展や人の豊かさなどに対する価値観の多様化などから、人と人とのつながりやコミュニケーションの取り方も変化しています。

子どもたちには、こうした様々な社会状況の変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力や、様々な情報を見極め新たな価値創造につなげていく力、複雑な状況変化の中で、目的を見だし、柔軟に対応していく力等が求められています。

新しい学習指導要領においては、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することが求められており、今後は、学校教育における言語活動等の充実や、学校図書館を活用した児童生徒の自主的・主体的な読書活動の支援をより一層行っていく必要があります。

また、子どもが読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる図書館においては、保育所・幼稚園や学校とより一層連携することにより、地域の中で、読書活動を身近に感じられる取組を進めるとともに、保護者を含めた家庭における読書活動の支援やICTの活用によるサービスなど、多様な“知りたい”のニーズに応える図書館サービスの充実を図る必要があります。

本市では、これまでも家庭・地域・学校が連携しながら子どもの読書活動を推進するため、平成12（2000）年の子ども読書年を契機に「読書のまち・かわさき」事業を立ち上げ、平成16（2004）年に「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」を策定し、その取組を推進してきました。

これまでの取組を継続するとともに、社会状況の変化や子どもを取り巻く環境の変化に合わせながら、発達段階に応じた子どもの自由な読書活動を推進することや自発的・主体的な学習活動を支援するため、第4次計画を策定し、家庭・地域・学校がより一層連携しながら子どもの読書活動を推進します。

2 計画の位置付け

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下、「法」という。）第9条第2項において、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めることとされています。

本計画は、この法第9条第2項の規定に基づく「市町村子ども読書活動推進計画」として策定するとともに、「川崎市総合計画第3期実施計画」及び「かわさき教育プラン第3期実施計画」などの行政計画とも連携を図りながら、その取組を推進します。

3 計画の対象

本計画では、0歳から概ね18歳以下の子どもを対象とするとともに、取組の内容によっては、保護者や子どもの読書活動を支援する大人も対象とします。

4 計画期間

本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間とします。

第2章

子どもの読書活動を取り巻く現状と第3次計画での取組

1 子どもの読書活動を取り巻く現状

近年、急速な少子高齢化の進行や人口減少への転換など、人口構造や社会構造が変化しており、共働き世帯の増加やライフスタイルの変化から、働き方は多様化し、家族形態も変化するなど、子どもを取り巻く生活環境も大きく変化してきています。

また、インターネットやスマートフォン等の急速な普及による情報化社会の進展から、小学生・中学生が、スマートフォン、タブレット、パソコン、携帯ゲーム機器等を活用してインターネットを利用する割合は年々高まっており、また、それらを活用したSNS等のコミュニケーションツールも多様化していることから、子どもを取り巻く情報環境も大きく変化しています。

こうした急速に変化し、予測が困難な時代にあって、子どもたちは、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力や、様々な情報を取捨選択し、新たな価値の創造につなげていく力、複雑な状況変化に柔軟に対応していく力などが求められています。

こうした状況に対応するため、学校教育においては令和2年度から、児童生徒一人ひとりが、1台端末を活用し学習活動の一層の充実や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善をめざす、「GIGAスクール構想」の取組も進められています。

一方で、全国学力・学習状況調査の結果によると、本市では「学校の授業時間以外で平日に本を全く読まない子どもの割合」は、令和3年度で、小学6年生で約26%、中学3年生で約46%となっており、「昼休みや放課後、学校が休みの日に週1回以上、学校や地域の図書館へ行く子どもの割合」は、令和元年度、小学6年生で約9%、中学3年生で約4%となっていることから、子どもたちの読書習慣の形成は、依然として十分とは言えない状況があります。

子どもは読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力などを養うとともに、多くの知識の習得や、多様な文化への理解、自分とは違う他者の多様な考え方に触れることができるようになります。

また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる探求心や真理を求める態度が培われていきます。

本市では、これまでも家庭・地域・学校が連携しながら子どもの読書活動を推進するため、「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」を策定し、その取組を推進してきましたが、今後も社会状況の変化や子どもを取り巻く環境の変化に合わせながら、発達段階に応じた子どもの自由な読書活動を推進することや自発的・主体的な学習活動を支援するため、家庭・地域・学校がより一層連携しながら子どもの読書活動を推進していく必要があります。

2 第3次計画（H30～R3）における主な取組

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進について

ア 保護者向け講座等

読書の習慣の形成基盤となる乳幼児への読み聞かせについて、保護者の関心が高まるように取組を進めました。具体的には、市立図書館や地域子育て支援センター等の施設において、図書館職員やおはなし会ボランティア等が、0～1歳児向けのおはなし会や、保護者に向けて、「読み聞かせのやり方」「赤ちゃん絵本の選び方」「図書館の利用方法」等を伝える読み聞かせ講座を開催し、家庭と読書を結びつける働きかけを行いました。図書館においても、乳幼児と保護者がおはなし会へ参加しやすく、図書館等に足を運ぶ機会の増加につながるよう、子どもの読書相談などの支援を進めました。

イ 資料の作成及び配布などの普及活動

市立図書館では、乳幼児向けの絵本リスト「えほんだいすき」のほか、ティーンエイジャー、小学校低学年、高学年、中学生等、それぞれの年齢・年代で読んでもほしい本をまとめたブックリストを作成・配布するとともに、ホームページに掲載するなど、子どもの年齢等に合わせた普及活動を推進しました。

また、0～2歳児向けに特化した「えほんだいすき 赤ちゃんがはじめて出会う絵本」を令和2年度からは、地域みまもり支援センターで実施する新生児訪問の資料の1つとして配布し、令和3年度からは、こども文化センターにおいても配布することで、それまで図書館に馴染みのなかった保護者に対しても広く周知を図ってきました。

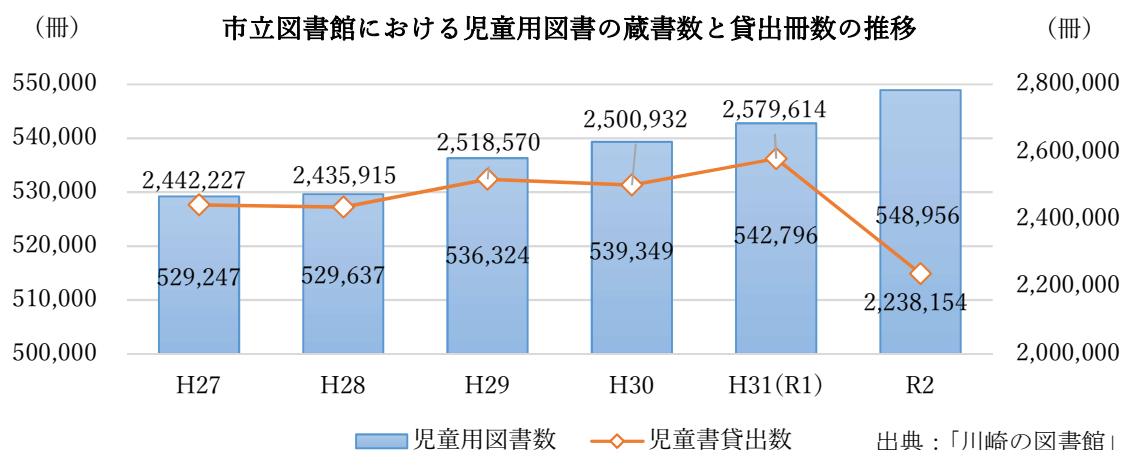
(2) 地域における子どもの読書活動の推進について

ア 市立図書館における子どもの読書活動の推進

【子どもや保護者が利用しやすい図書館の環境づくり】

子どもに対する図書館サービスの充実を図るため、新刊書を中心に質の高い選書を行うほか、館内には「えほんだいすき」、「かわさき子ども読書100選」などブックリストで紹介している本を集めたコーナーや、中学生・高校生等に向けて「生き方」「悩み」「勉強」「職業」など、この世代に読んでほしい本を集めたティーンズコーナーを設置するとともに、子育て中の親子や保護者が本を選びやすくなるよう区役所の保育士のおすすめ本コーナーを設置するなど、図書館の薦める本を子どもたちが手に取りやすくなるよう配置の工夫をしました。

また、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策として、飛沫防止パネルの設置や除菌ボックスの配備など、子どもたちも安心して利用できる環境づくりを進めました。



【外国につながるのある子どもや支援が必要な子ども等への読書活動の支援】

外国につながるのある子どもや、支援が必要な子どもたちに対しては、外国語での「おはなし会」の開催や外国語の児童書収集を進めるとともに、大活字本をはじめ、点字資料や触って楽しむ布の絵本など、必要な支援に合わせた資料の充実に努めてきました。

【子どもの権利の普及啓発と連携した読書支援】

「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づく「かわさき子どもの権利の日（11月20日）」の前後1か月に行われる「子どもの権利の日事業」に合わせて、「子どもの権利について考える図書一覧」を作成するとともに、中原図書館等において、子どもの権利に関する図書や関係部署から提供された子どもの権利に関する資料等の特集展示を実施しました。

【季節等の時期に合わせた読書支援】

学校の夏休みを中心として、プラネタリウムや科学マジックなど、子どもたちの知的好奇心を刺激する行事を開催し、夏休みの自由研究につなげる取組を実施するとともに、定期的に季節や行事に関連するテーマを設定した特集展示を行うことで普段読まないジャンルの本にも関心を持ってもらう取組を進めました。

【来館しなくても本が読める読書活動の支援】

図書館に来館することが困難な地区21か所（令和2年度実績）に自動車文庫を運行し、本の貸出・返却などの図書サービスを展開しました。

また、市立図書館ホームページの予約機能の利便性向上のため、令和3年3月から、予約したい資料をまとめて、一括で予約できる「予約かご」機能を追加するとともに、同年4月からは、新たな生活様式に対応した取組として、来館しなくても、予約した本や雑誌を、宅配事業者の着払いで受け取れる「有料宅配サービス」を開始するなど、予約・貸出サービスの充実に取り組んできました。

【ボランティアと連携した子どもの読書活動の支援】

各図書館では、おはなし会ボランティア団体等と連携しながら、対象年齢に配慮した定例のおはなし会を開催するとともに、かわさき読書週間を中心に、読み聞かせや人形劇等の読書普及イベントを開催するなど、子どもに本やおはなしの楽しさを伝える取組を進めました。

また、新型コロナウイルス感染症への対応から、おはなし会の実施が制限された期間を中心に、「ボランティアおすすめ本」展示コーナーの設置やブックリストの配布、活動紹介パネルの展示を行い、図書館ホームページで広報しました。

【子どもの読書活動の推進のための学校との連携】

学校との連携において、図書資料の提供による学習支援として、学校からの要望に応じ、学習テーマに沿った図書の選書を補助するとともに、予め学年別、テーマ別に図書をセットした「授業支援図書セット」を学校に貸出し、授業の支援の取組を進めました。

	学校への 団体貸出		授業支援 図書セット貸出	
	回数	冊数	セット数	冊数
平成 30 年度	104	4,047	18	762
令和元年度	107	4,407	23	966
令和 2 年度	81	3,124	26	1,136

出典：「川崎の図書館」

また、小学生・中学生に市立図書館を知ってもらい、本に興味を持ってもらうため、市立図書館見学や職業体験学習、高校生インターンシップ等を受け入れました。

【子どもの読書活動の推進のための関係機関・団体等との連携】

保育所、民間学童保育等に対しても団体貸出のほか、「おはなし会用図書セット」や「おはなし会用材料」の貸出を行いました。

また、各区で行われる子育てフェスタに参加し、区役所との連携による区内の小学生・中学生を対象とした「お仕事体験」等を実施するなど、区役所と連携協力した子育て支援の取組を実施するとともに、区地域みまもり支援センターと連携して保育士のおすすめ本を展示するなど、関係機関等と連携した取組を進めました。

【図書館職員の知識技能の向上】

図書館実務におけるOJTや館内研修等を通じて、市立図書館職員としての知識・技能の向上に努めてきました。国・県の児童サービスに関する研修機会を利用して、職員の児童サービスの質の向上を図るため、好事例となる図書館視察や好評の実施事業、見やすい書架レイアウトアイデアなどの情報交換を進め、各館のコーナーづくりや、特集展示の企画に活かすなど読書環境の向上につながる取組を進めました。

イ 市立図書館以外の施設における子どもの読書活動の推進及びボランティアや民間団体等の活動促進のための支援

【子育て支援にかかわる施設等における子どもの読書活動の推進】

地域子育て支援センターでのおはなし会や、各区地域みまもり支援センターで実施されている「子育てサロン」における読み聞かせなどを通じて、子どもに絵本の楽しさを、また、子育て中の保護者に向けて、読書に触れる機会を積極的に提供し、子育てにおける読書の大切さを伝える取組を進めました。

【こども文化センター等における読書活動の推進】

各こども文化センター図書コーナーにおいて、地域ボランティア等による「いのちの大切さを伝える読み聞かせ事業」を実施するとともに、小学生・中学生・高校生等が乳幼児に読み聞かせをする取組や絵本を読みながら手話で歌う取組などを実施しました。

また、わくわくプラザにおいては、地域ボランティアによる読み聞かせを行うなど、子どもの感性や命を大切に思う心を育む取組を進めました。

【ボランティアや民間団体等における子どもの読書活動の推進】

ボランティアの人材育成に向け、市立図書館が主催し、既存のおはなし会ボランティアグループに向けたスキルアップ講座や、新たなボランティアの育成を図るための講座を実施しました。

また、地域家庭文庫の発行した広報物の市立図書館内での配布や図書館のリユース本の譲渡などにより、団体等への支援・交流を進めました。

さらに、学校図書ボランティアへの支援として「おはなし会用図書セット」、「おはなし会用材料」の貸出を行うとともに、学校図書ボランティア研修の講師として市立図書館職員を派遣しました。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進について

ア 学校図書館の活用と読書活動の充実

【計画的な学校図書館の活用】

小学校・中学校・高等学校では、新しい学習指導要領に基づき、各教科等において、読む・調べる活動などを中心に、学校図書館を活用するよう「読書活動年間計画」を作成するとともに、学校図書館の活性化に向け、各学校において「学校図書館運営計画」を作成し、朝読書の推進や学校独自の読書週間の設定など、児童生徒の読書活動や学習活動の充実を図りました。

【子どもの読書活動を支援するための広報・普及啓発】

推薦図書リスト「小学生版かわさき子ども読書 100 選」を低学年版と高学年版に分冊して、全小学校に各学級 1 冊配布するとともに、「中学生版かわさき子ども読書 100 選」を毎年全市の中学 1 年生全員に配布し、児童生徒への読書活動啓発の取組を進めました。

【司書教諭・図書担当教諭等による読書活動推進への支援】

学校においては、司書教諭や図書担当教諭が読書活動を推進する中心的な役割を担っています。小学校・中学校・特別支援学校ごとに、各学校の図書担当者を対象とした「図書担当者連絡会」を年間 2 回ずつ開催しました。

また、年度初めの連絡会では、「学校図書館ガイドブックⅡ改訂版」を活用し、学校図書館の基本理念や役割、学校における指導や実務等についての共通理解を図りました。

さらに、図書担当者連絡会等において、他校の優れた取組を知るための情報交換を行うとともに、子どもの読書活動の推進に向けた情報共有や研修を実施するなど、読書活動に対する意識の向上に努めました。

【総括学校司書・学校司書による読書活動推進への支援】

総括学校司書は、各区 3 名、計 21 名が配置されており、小学校・中学校・特別支援学校を巡回して学校図書館の環境面や運営面の助言を行うなど、学校図書館の活性化のための支援を行うとともに、市立図書館及び区内学校との学社連携会議に参加し、情報の共有と連携に努めました。

学校司書は、平成 27 年度からの学校司書配置モデル事業を経て、令和 3 年度には各区 8 名、計 56 名が小学校に配置されており、学校司書配置校では、貸出数の増加、児童の読書活動の充実だけでなく、授業に関連する図書資料の準備、学校図書館の利用方法や選書に関する案内等、授業支援の取組を進めました。

また、高等学校には、学校司書と司書事務補助員が配置されており、それぞれの学校の特色に応じた授業支援や図書館運営を担っているほか、市立高等学校図書館研究会において、各学校の学校図書館運営について情報交換を行いました。

【小学校の学校司書配置校数】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
7 校	14 校	21 校	28 校	35 校	42 校	56 校

【司書配置後、貸出冊数の大幅な変化が見られた小学校】

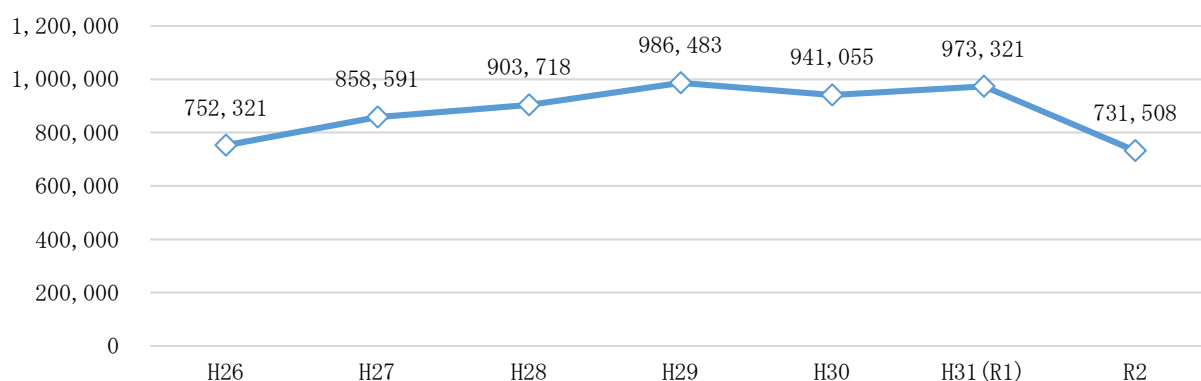
(冊)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
A 小学校 (H27 配置)	4,528	<u>8,624</u>	<u>12,570</u>	<u>15,790</u>	<u>17,231</u>	<u>14,564</u>	<u>17,162</u>
B 小学校 (H28 配置)	2,270	2,853	<u>5,048</u>	<u>7,557</u>	<u>6,578</u>	<u>7,250</u>	<u>8,985</u>
C 小学校 (H29 配置)	4,624	4,490	4,970	<u>9,414</u>	<u>10,183</u>	<u>12,120</u>	<u>19,490</u>
D 小学校 (H30 配置)	6,145	5,421	5,961	6,670	<u>7,339</u>	<u>8,041</u>	<u>11,502</u>
E 小学校 (R 1 配置)	4,005	4,670	4,307	6,184	6,953	<u>12,812</u>	<u>17,550</u>

出典：川崎市教育委員会事務局調べ

【小学校・中学校・高等学校の学校図書館の貸出冊数の推移】

(冊)



出典：川崎市教育委員会事務局調べ

【図書ボランティアによる読書活動推進への支援】

図書ボランティアは、司書教諭・図書担当教諭や総括学校司書・学校司書と連携して、学校図書館の環境整備や貸出・返却作業を行うとともに、児童生徒に向けたおはなし会や読み聞かせ等の読書活動を行いました。

図書ボランティアは、全市で約 3,900 名（令和元年度時点）の登録があり、その資質向上のため、図書ボランティア研修会を全市で年 2 回、各区で年 3 回程度開催しました。

なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2 年度は中止、令和 3 年度は回数を減らして実施しました。

【児童生徒の図書委員会活動の活性化】

児童生徒の自主的な活動の一環として、特別活動の中に委員会活動が位置づけられており、図書委員会の主な活動として、本の貸出や返却作業、図書館の環境整備、図書委員会だよりの発行、ポップや本の帯の作製等を行いました。

また、中学校では、連合文化祭に参加して、他校に向けて図書委員会の活動紹介等を行いました。

高等学校では、生徒が、蔵書点検や選書などにも関わり、学校図書館運営に参加するとともに、それぞれの学校の文化祭において古本市や企画展示などの活動を行いました。

【子どもの読書活動の推進のための関係機関等との連携】

各学校における児童生徒の読書活動や学習支援を進めるため、川崎市立学校教職員で構成されている、小学校国語教育研究会や情報教育研究会、中学校教育研究会国語科部会や図書館部会に対し、「読書のまち・かわさき」事業について周知するとともに、図書担当者連絡会等での好事例の発表を行うなど、各教育研究会等と連携を図りました。

また、庁内関係者や学校、PTA、図書ボランティア、市書店組合代表等で構成する「読書のまち・かわさき」事業推進会議、「読書のまち・かわさき」子ども読書活動連絡会議を年2回ずつ開催し、子どもの読書活動推進のため、総括学校司書・学校司書の配置状況とその効果、図書ボランティアの活動状況、「読書のまち・かわさき」事業の取組等に関する情報交換・意見交流を行い、子どもの読書活動の充実に向けた取組を連携して行いました。

イ 学校図書館の役割と整備・充実

【子どもが利用しやすい環境づくり】

「学校図書館図書標準」（文部科学省が定める、義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準）等に基づく蔵書の整備に関し、司書教諭や図書担当教諭、総括学校司書、学校司書等が連携しながら新旧資料を計画的に入れ替えました。

また、高等学校においては、生徒や教職員のニーズを踏まえながら、各学校の専門学科や特色に応じた図書の選定等を行いました。

さらに、全ての小学校・中学校・特別支援学校で稼働する「学校図書館システム」による図書館資料のデータベース化を図り、資料の検索や近隣の学校との共同利用ができるようにするとともに、時節に対応した関連図書コーナーを設置するなど、子どもの多様な興味・関心にえられる学校図書館の環境づくりを進めました。



授業に関連する特設コーナー

【子どもの読書活動の推進のための市立図書館との連携】

市立図書館と連携し、市立図書館の見学や職場体験学習の実施、「授業支援図書セット」や学校向けの団体貸出などを活用しながら、児童生徒の学習支援を進めました。

【学校図書館の有効活用】

土曜日・日曜日の小学校・中学校の学校図書館を開放し、地域と連携しながら、児童生徒を含む地域住民の読書・学習の場として提供しました。（令和3年度は10校で実施）

また、川崎総合科学高等学校では、市民の生涯学習の場として活用することを目的として、平日の夕方や土曜日・日曜日に学校図書館の一般開放を行いました。

ウ 外国につながるのある子どもや、支援が必要な子ども等への読書活動の支援

外国につながるのある児童生徒の多い学校では、外国についての資料を増やし、それらの資料を国際教室へ配架するなど、外国につながるのある子どもたちが、日本語に親しめるように取り組みました。

また、不登校児童生徒の居場所としてのゆうゆう広場においては、児童生徒が市立図書館で閲覧・貸出の利用を行う校外活動を実施しました。

特別支援学校や各学校の特別支援学級の児童生徒が安心して利用できるようなスペースづくりを進めるとともに、図書ボランティアの協力を得ながら、少人数を対象として手遊びや紙芝居なども取り入れた読み聞かせ活動を行いました。

エ P T Aなど学校関係者の読書活動推進に関わる協力体制への支援

各小学校では、保護者を中心として、P T Aや地域の団体が図書ボランティアとして活動しており、学校図書館の館内整備や装飾、本の貸出・返却、児童への読み聞かせなどを行っています。

図書ボランティアへの支援として、「読み聞かせのしかた」や「本の修理のしかた」などについて、全市2回、各区3回程度の図書ボランティア研修会を実施しました。

オ 保育所等における乳幼児期の子どもの読書活動の推進

保育所等においては、各年齢に応じた絵本コーナーを設置し、充実を図りながら、日々の保育の中で発達に応じた絵本の読み聞かせを実施しました。

また、絵本を使った表現活動を取り入れることで、絵本の世界観を味わう機会の確保に努めました。園児の読書活動を支える保育士のスキルアップを目的として、読み聞かせやおはなし会の研修を行いました。

さらに、地域の子育て支援の一環として、地域の子どもやその保護者を対象とした「読み聞かせの会」、「おはなし会」を実施するなど、親子での読書活動のきっかけづくりを進めるとともに、職業体験学習などにより、中学生・高校生等との交流の場を持ち、中学生・高校生等と乳幼児が絵本の「読み聞かせ」の楽しさを共有できる機会づくりを進めました。

令和2・3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、接触機会の低減が求められる中で、地域子育て支援センターや公立保育所では、子どもの年齢や興味に合わせた絵本を3冊セットで選別し、玄関で受け渡しを行う貸出絵本事業を実施しました。

(4) 啓発広報活動の推進について

ア 「子ども読書の日」と「かわさき読書の日」を中心とした啓発広報の推進

児童生徒から募集した読書啓発ポスターや標語の中から、優秀な作品を「読書のまち・かわさき 子ども読書カレンダー」に掲載するとともに、市立学校や保育所、市立図書館、市民館、書店等に配布し、読書の啓発や広報活動を展開しました。

また、「かわさき読書の日」である 11 月の第 1 日曜日には「かわさき読書の日のつどい」を開催し、作家や読書に関係の深い方々を講師とした講演会や教育長と児童生徒との交流会を開催しました。



「かわさき読書の日のつどい」の交流会の様子（令和 3 年度）

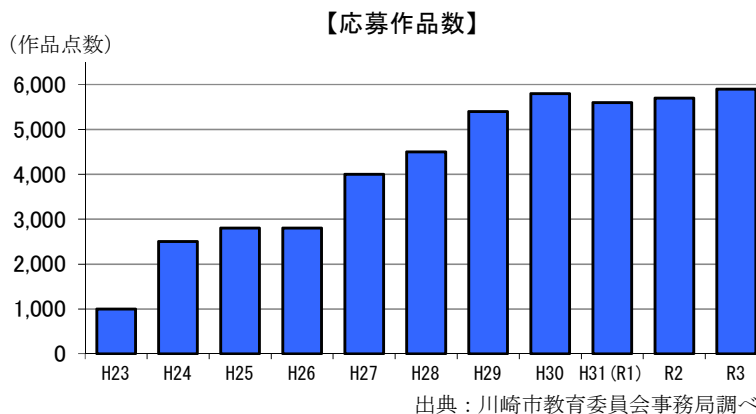
【かわさき読書の日のつどい講師】

年度	講師	演題
平成 30 年度	くすのき しげのり 氏	「一人ひとりが、みんなたいせつ ～作者が語る作品の世界～」
令和元年度	鈴木 万里 氏	「かこさとし 創作の原点 ～川崎セツルメント時代～」
令和 2 年度	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止	
令和 3 年度	教育長と児童生徒の交流会	

「かわさき読書週間」に向けて、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校から読書ポスターや標語、本の紹介文を募集し、「かわさき読書の日のつどい」で優秀賞の作品展示と表彰を行いました。

また、「子ども読書の日」、「かわさき読書の日」を中心に、読書活動普及イベントを開催するとともに、おはなし会ボランティア団体等と連携して「おはなし会」、「人形劇」、「講座」等を開催しました。

さらに、毎年「かわさき読書週間」に全市立学校で各校の取組についてアンケート調査を実施し、学校における読書活動等を把握するとともに、調査により得られた好事例を全校に紹介するなど、より充実した読書週間になるよう、啓発広報活動を推進してきました。



【「かわさき読書週間における取組等について」アンケートの主な結果】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
「かわさき読書週間」において、読書の時間を設定した学校数	93 校	106 校	115 校	116 校
「かわさき読書週間」における図書委員会活動で、図書館の掲示の工夫をした学校数	110 校	112 校	132 校	135 校

出典：川崎市教育委員会事務局調べ

＜好事例の一例＞

おすすめ本紹介、図書館クイズ、読書スタンプラリー、ポップ作り、おはなし会、読書アンケート、教職員による本紹介や読み聞かせ、学級での集団読書、ベストリーダー表彰、図書だよりの発行等

イ 「読書のまち・かわさき」通信による継続的な啓発広報活動の推進

市のさまざまな子どもの読書活動推進に関する情報を、学校や市立図書館等の関係機関から広く市民に紹介するため、年間 4 回の通信を発行するとともに、その中で「子ども読書の日」、「読書活動実践奨励校の表彰式」、「全市ボランティア研修会」、「読書の日のつどい」、「川崎フロンターレと本を読もう!」、「『家読（うちどく）』の啓発」など、「読書のまち・かわさき」事業に関する情報を提供しました。

また、市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、保育所には、配布及び増刷依頼をするとともに、市立図書館、市民館への配架、市立図書館ホームページへの掲載を行いました。

ウ 「かわさき読書の日」を中心とした市立図書館の取組

「かわさき読書の日」を広く市民に知らせるため、市立学校や保育所、市立図書館等でチラシなどの配布による広報を行うとともに、「かわさき読書の日」を含むかわさき読書週間を盛り上げるためのイベントとして、各市立図書館において、おはなし会や読み聞かせ、展示会など多くのイベントを実施しました。

また、子どもの読書習慣の確立を目指し、さまざまな場所で読書推進活動に関わる特色ある優れた取組を実施している団体や個人、学校を「かわさき読書の日のつどい」で表彰し、その取組の奨励を行うとともに、表彰団体の中から、文部科学省が表彰する「子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）に対する文部科学大臣表彰」への推薦を行うなど、県や国の行政機関と連携しながら読書推進活動の普及・推進の取組を進めました。

「かわさき読書の日のつどい」に合わせ、中原図書館では「川崎市立学校読書活動優秀作品展示会」を 2 週間程度行い、児童生徒の優秀作品を展示しました。

また、他の図書館においても、図書ボランティアの活動紹介を行うなどの取組を進めました。

エ 企業等と連携した啓発広報活動

幅広い年齢層へ向けて読書への興味を高め、読書活動を通じて青少年の豊かな人間性や社会性を育むことを目的に、平成21年度から川崎フロンターレと連携・協働しながら「川崎フロンターレと本を読もう！」事業を実施しています。

本事業では、商業施設や子ども夢パーク等の協力を得ながら、市立図書館と現役選手による読み聞かせイベントを実施するとともに、市立小学校では人形劇を実施しました。

また、選手による推薦図書リーフレット『キックオフ！ “読書のまち かわさき”』及びしおり、関連ポスターを市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、各市民館、青少年教育施設、スポーツセンターなどに配布するとともに、中原図書館に「川崎フロンターレコーナー」を設置し、選手のおすすめ本の紹介などの取組を進めました。

令和2・3年度においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、例年会場で実施していた「フロンターレ選手と本を楽しもう！」イベントを、ビデオ会議システムを用いたオンライン開催とし、絵本や紙芝居の読み聞かせや選手への質問コーナーなどを行うとともに、川崎フロンターレの協力で読書手帳を作成し、図書館ホームページからダウンロードすることができるようにするなど、川崎フロンターレと市立図書館による読書普及の連携事業を進めました。

また、中原図書館では、多くの市民や子どもたちの読書活動を知ってもらうきっかけとなるよう、隔月1回（奇数月第1水曜日）かわさきFMの「かわさきホット☆スタジオ」で読書啓発の取組を実施しました。



推薦図書リーフレット
『キックオフ！ “読書のまち かわさき”』

3 第4次計画の策定に向けて

本市では、平成16年に「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」を策定し、平成23年に第2次推進計画、平成30年には第3次推進計画と計画を改訂し、家庭・地域・学校が連携しながら子どもの読書活動を推進するため、その取組を進めてきました。

子どもが読書を楽しむ習慣を身につけるためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。

乳幼児期には、周囲の大人からの声かけや、乳幼児なりの言葉を聞いてもらいながら言葉を習得するとともに、絵本や物語の読み聞かせを通じて、絵本に興味を示し、様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、その世界を楽しむようになります。

保育所等では、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を行うとともに、親子での読書のきっかけづくりの活動を進め、親子が一緒に本に親しめるような取組を進めます。

そして、子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。

学校教育法第21条第5号においては「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。」が規定されているとともに、新しい学習指導要領総則においては、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。」が掲げられています。

小学校低学年では、一人で本を読むようになり、語彙が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになり、中学年になると、最後まで本を読み通すことのできる子どもが増え、自分の考え方と比較して読むことができるようになり、読む速度も上がり、多くの本を読めるようになります。また、高学年になると、本の選択ができるようになり、その本の良さを知り、好みの本の傾向が生まれ、読書の幅が広がります。

中学生になると、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになり、読書を通じて自己の将来を考え、読書を役立てることができるようになります。

また、高校生世代では、読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができるようになり、知的な興味に応じて、より幅広く、多様な読書ができるようになります。

学校では、すべての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるよう、各学校の段階において、子どもが読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、各教科等の学習において、学校図書館の機能を計画的に利活用するとともに、司書教諭や学校司書等が中心となって、図書ボランティアなどとも連携・協力しなが

ら、児童生徒の学習活動の充実や本との出会い、読書の喜びや楽しさを感じられるような読書支援の取組を進めます。

市立図書館の利用者は、利用者数、貸出人数、貸出冊数、入館者数ともに減少傾向にあります。そのため、令和3年に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」においても、今後は、行きたくなる、まちに飛び出す、地域の“チカラ”を育む図書館をめざして、取組を進めていくこととしています。

子どもにとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、保護者にとっても子どもに読ませたい本を選択することや、読書の相談ができる場所です。

そのため、乳幼児から青少年まで、魅力的で多様な本の収集についての情報収集と選定・購入を行うとともに、児童書エリア等を設けるなど、子どもや保護者が利用しやすい環境づくりや、各年齢の子どもに読んで欲しいブックリストの活用など、年齢に応じて本を選べるような読書支援を進め、図書館の利用を促進する取組を進めます。

また、自動車文庫の巡回や、有料宅配サービスなど、来館しなくても本が読める読書支援や、新しい生活様式への対応等も踏まえながら、さらなるICTの利活用や次期図書館システムへの更新に合わせ、電子書籍等の導入に向けた検討を進めます。

さらに、地域のボランティア等と連携し、各図書館等でおはなし会などを開催するとともに、学校図書館との書誌・蔵書のデータの連携や学校向けの「授業支援図書セット」の提供など、地域の中で“頼れる知と情報の拠点”としての取組を進めます。

また、地域の中では、地域子育て支援センター、こども文化センターなど、子どもの成長を支える施設やボランティアが相互に連携して、地域における子どもの読書活動の取組を推進します。

「子ども読書の日」（4月23日）を中心とする全国的な読書活動の普及啓発の推進や、本市独自の「かわさき読書の日」（11月第1日曜日）を中心とする読書活動の普及の推進、様々な媒体を利活用した普及啓発やイベント等の機会を捉えた普及啓発、優れた読書支援活動の取組の奨励など、市立学校や市立図書館をはじめとして、家庭・地域・学校が一体となりながら、読書の普及啓発活動を推進していきます。

第4次推進計画では、本市の社会状況の変化や子どもを取り巻く環境の変化に合わせながら、発達段階に応じた子どもの自由な読書活動を推進することや自発的・主体的な学習活動を支援するため、家庭・地域・学校がより一層連携しながら子どもの読書活動を推進していきます。

第3章

読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第4次）

1 基本方針

「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第4次）」を推進するため、本計画でめざす基本方針を次のとおり掲げます。

【基本方針】

子どもの読書習慣を形成するため、子どもの読書活動の意義や重要性について、市民の理解と関心を深めるとともに、乳幼児期から読書に親しめる環境づくりを進めます。

また、子どもが積極的に読書を行う意欲を高め、読書習慣を身につけることができるよう支援するとともに、家庭・地域・学校が相互に連携しながら、子どもの読書活動を推進します。

2 取組の方向性

基本方針を踏まえ、次の4つの取組の方向性に基づき、具体的な取組を進めます。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもが成長する過程における生活の基盤として、家庭の果たす役割は重要です。

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものであり、保護者が配慮・率先して、読み聞かせをすることや子どもと一緒に本を読むこと、図書館に出向いたりすることなど、工夫をしながら、子どもが読書に親しむきっかけづくりを進めるとともに、家族で読書の習慣付けを図ることや読書を通じて感じたこと、考えたことを話し合うなど、読書に対する興味や関心を引き出す働きかけをしていく必要があります。

子どもの読書との出会いの一步は、家庭における人と本との出会いといえます。

保護者や地域の大人たちが、家庭における読書活動は子どもの育ちに大きな役割を果たすという意識を持ち、乳幼児期から青年期までの家庭において、読書習慣の形成を図る活動を推進します。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

地域には、図書館、保育所、こども文化センター、わくわくプラザなど、子どもたちが学び・遊ぶさまざまな施設があります。

図書館は、子どもにとっては、自分の読みたい本を、豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しさと喜びを知り、必要な情報を調べ、知識を得ることができる場所です。また、保護者にとっては、自分の子どもに読ませたい本を選択し、子どもの読書について相談できる場所です。幼児が絵本と出会い、言葉を学び、感受性を育むところから始まり、青少年期には自ら選書し、充実した読書活動を行えるよ

う、継続した読書活動への支援を行っていきます。

また、保育園等では、読書活動を通じ、日常的な読み聞かせなど、保育士のスキルを活かし、乳幼児期における子どもの読書活動の大切さを伝えていきます。

さらに、こども文化センターでは、子どもに健全な遊びを与え、健康の増進や情操を豊かにするため、乳幼児等の利用に配慮し、幼児向けの絵本を図書室に配置し、親子で自由に読書をしたり、グループでは読み聞かせなどを行うとともに、わくわくプラザでは、利用児童に対し、地域のボランティア等による読み聞かせ会を開催します。

地域においては、図書館を中心とした読書支援活動や子どもの成長を支える施設における読書活動の推進のほか、ボランティアや民間団体等との連携・協働による子どもの読書活動を推進します。

(3) 学校における子どもの読書活動の推進

学校における読書活動は、児童生徒が、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上でかけがえのない大きな役割を担っています。

また、新しい学習指導要領では、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現や自主的、自発的な学習活動、読書活動を充実していくこととされています。

そのため、各学校においては、計画的な読書活動の指導を行うとともに、学校図書館が持つ、児童生徒の豊かな情操を育む読書活動の場である「読書センター」や学習活動を支援し、授業の内容をより豊かにする「学習センター」、児童生徒や教職員の情報ニーズへの対応や情報の収集・選択・活用機能を育成する「情報センター」の3つの機能のさらなる充実を目指し、司書教諭や図書担当教諭、総括学校司書、学校司書、図書ボランティアの資質の向上を図るとともに、関係者や関係機関等が相互に連携しながら、学校における子どもの読書活動を推進します。

(4) 「かわさき読書の日」を中心とした啓発活動の推進

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、毎年4月23日を「子ども読書の日」としています。

本市ではこれに加え、「読書のまち・かわさき」事業の一層の充実・発展を目指し、家庭・地域・学校が相互に連携しながら、子どもの読書活動を進めるため、引き続き、毎年11月の第1日曜日を「かわさき読書の日」、その前後2週間を「かわさき読書週間」と定め、春の「子ども読書の日」、秋の「かわさき読書の日」を契機に、特色ある読書活動の啓発活動を推進します。

3 具体的な取組

4つの取組の方向性に基づき、家庭・地域・学校が相互に連携しながら具体的な取組を進めます。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭における読書や読み聞かせ等は、親子のふれあいの一つであり、読書習慣を身につけるためのはじめの一步としても重要な機会です。

そのため、絵本の読み聞かせを通じて親子がふれあい、本と出会うきっかけづくりの取組を促進するとともに、子どもの読書習慣の形成に向けた大人と子どもが一緒に読書を楽しむ環境づくりのため、各家庭への読書の広がりを支援する取組を進めます。

主な取組	取組の内容
絵本の読み聞かせを通じて親子のふれあい、本と出会うきっかけづくり	0～2歳児向け絵本リスト「えほんだいすき 赤ちゃんがはじめて出会う絵本」を新生児訪問の際に配布するとともに、ポスター掲示等、乳幼児期における読み聞かせのきっかけづくりのための取組を進めます。
家庭への読書活動の広がりへの支援	市立図書館、地域子育て支援センター、幼稚園、保育所、区役所地域みまもり支援センター等が相互に連携し、乳幼児向けのおはなし会や保護者向けの読み聞かせ講座等を通じて、おはなし会で読んだ本のリストの配布をするなど、幼少期の読書の大切さを知らせる取組を進めます。
保護者向け講座等の開催	市立図書館等において、保護者が絵本や児童書へ触れる機会を増やし、読書活動への関心が高まるよう、絵本の選び方や読み方が学べる「読み聞かせ講座」を開催します。
ブックリストやホームページ等での普及啓発	「えほんだいすき 赤ちゃんがはじめて出会う絵本」等の各種ブックリストについて、絵本の紹介等の内容を充実させるとともに、おはなし会や特集展示のほか区役所等の関係機関、地域イベント等での配布など、積極的な活用を図ります。 市立図書館ホームページの「こどものページ」や「ティーンズのページ」に、ブックリスト等の掲載を行うなど、子どもたちがいつでも興味を持って情報が得られるような取組を進めます。
大人と子どもと一緒に読書を楽しむ環境づくり	広報誌等を通じて、家庭における読書活動「家読(うちどく)」を推進するため、各家庭での「親子読書の日」の設定を促すなど、親子で本に親しむきっかけづくりのための取組を進めます。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

市立図書館の利用促進に向け、来館者に対するサービスの充実に加え、図書館を利用していない子どもや保護者に対して、図書館の利用方法や読書の魅力を広く伝える取組を進めます。

また、地域子育て支援センター、幼稚園、保育所、こども文化センターなど、子どもの成長を支える施設とボランティアが相互に連携して、地域における子どもの読書活動の取組を推進します。

ア 市立図書館における子どもの読書活動の推進

主な取組	取組の内容
子どもや保護者が利用しやすい図書館の環境づくり	乳幼児から青少年まで、発達段階に応じた魅力的で多様な本の収集についての情報収集と選定・購入を行うとともに、年齢に合わせたコーナーを設ける等、子どもや保護者が利用しやすい環境づくりのための取組を進めます。
子どもの読書活動を支援するための情報発信	市立図書館ホームページの「こどものページ」、「ティーンズのページ」、「展示情報」、「イベント情報」等の活用や「図書館だより」等を通じた効果的な情報発信の取組を進めます。
子どもや保護者が本を手に取りやすい環境づくり	子どもが読みやすい絵本・児童書の新着案内を作成し、行事や季節に合う本を選んだ特集展示を定期的実施するなど、子どもや保護者が本を手に取りやすい取組を進めます。
子どもが楽しみながら本と出会える機会の提供	図書館見学ツアーや図書検索機の使い方講習会など、市立図書館をよく知ってもらうための取組を進めるとともに、区役所や保育所等の関係機関、ボランティア、企業等とも連携し、子どもに薦めたい本の特集展示やコーナーの設置、本の福袋の提供、読書普及イベント等を開催します。
中学生・高校生等に対する本との出会いの場の提供	読書離れの傾向にあると言われる世代に読んで欲しい本を集めた特集コーナーを設置し、中学生・高校生・大学生などによるおはなし会やビブリオバトル等を開催します。
	ティーンエイジャーによる、おすすめ本の紹介やポップの展示など、自らも事業に参加できる手法を取り入れながら、興味や親しみがわくような取組を進めます。
	学校生活、部活、恋愛、友達、家族、悩み、将来など中学生・高校生に身近なテーマを題材にしたおすすめ本等を選び、興味を引く紹介文とともに掲載する『10代に突入したアナタ』におくるブックガイド』を年2回発行します。また、市立図書館ホームページに「ティーンズのページ」を設け、各種ブックリストのほか、図書館の仕事や業界用語について分かりやすく紹介するなど、親しみやすい情報発信に取り組みます。

年齢に応じて子どもが本を選べる読書支援	「えほんだいすき」、「かわさき子ども読書 100 選 小学校低学年版・高学年版・中学生版」、「『10 代に突入したアナタ』におくるブックガイド」など、各年齢の子どもに読んで欲しいブックリスト、新着図書案内など読書啓発資料を配布、ホームページに掲載するなど、年齢に応じて本を選べるような読書支援の取組を進めます。
外国につながるのある子ども、支援が必要な子ども等への読書活動の支援	英語をはじめ韓国語・中国語など地域のニーズに合わせ、外国語図書や関連情報を収集し、特設コーナーを設置するとともに、特別な支援が必要な子どものために、大活字本、点字の本、布の絵本、LLブック（写真や絵を使用してやさしく読める本）等の資料を収集・提供します。
子どもの権利の普及啓発と連携した読書支援	「子どもの権利に関する条例」に基づく「かわさき子どもの権利の日（11 月 20 日）」に合わせ、図書・資料の紹介や絵本の読み聞かせを関係部署と連携して行うなど、子どもにとって大切な情報の提供と合わせて読書普及活動の取組を進めます。
季節等の時期に合わせた読書支援	夏休み期間等に合わせ、子どもたちの調べ学習や課題図書の相談受付、パスファインダーの作成・紹介を実施するなど、時期に合わせた読書支援の取組を進めます。
来館しなくても本が読める読書活動の支援	市内 21 地区（令和 3 年度実績）に、定期的に巡回する自動車文庫を運行するとともに、予約した本や雑誌を自宅等で受け取れる有料宅配サービスの取組を進めます。
	電子書籍等の活用、導入に向けた検討を進めます。
ボランティアと連携した子どもの読書活動の支援	ボランティアとの連携による子どもの発達段階に合わせたおはなし会を開催する等、ボランティアの活動の場や機会の確保を支援します。また、ボランティアの知識・技術の向上や新たな人材育成を図るためのスキルアップ講座や入門講座を実施します。
	ボランティア同士の交流や情報交換の場となる「おはなし会ボランティア連絡会」を開催します。
子どもの読書活動の推進のための学校との連携	学校向けに学習テーマに沿った図書の選書を補助し、「授業支援図書セット」として提供するとともに、その内容の充実を図ります。
	市立図書館と学校図書館で書誌や蔵書のデータを連携することにより、学校図書館の利便性の向上を図ります。
	各区において、学校と市立図書館による「学社連携会議」を開催し、市立図書館の利用方法の周知、子どもの読書活動に関する検討や協議、子どものニーズの把握、相互の情報交換等を行うとともに、学校図書館に対して、研修時の講師派遣、活動内容の紹介掲示など、総合的な支援を実施します。

子どもの読書活動の推進のための関係機関・団体等との連携	保育所、幼稚園、民間学童等への選書支援を含めた団体貸出支援として、対象年齢や季節・行事ごとの絵本を集めた「おはなし会用図書セット」及びおすすめの紙芝居やパネルシアターなどの「おはなし会用材料」の活用を促進するとともに、除籍対象となったリユース本の配布などを行います。
	各区の子育て支援事業、地域家庭文庫など、地域の多様な主体との連携・協力した取組を進めることにより、子どもの読書環境のより一層の充実に向けた取組を進めます。
図書館職員の知識技能の向上	市立図書館の職員として、児童・青少年向けの図書資料の選定に関する知識のほか、的確な図書の提供や展示、読書に関する案内や相談に応じる知識等の習得を図るため、研修等の実施や関係機関が行う研修への参加など、知識・技術の向上に取り組めます。

イ 子どもの成長を支える施設やボランティアなどによる子どもの読書活動の推進

主な取組	取組の内容
子育て支援にかかわる施設等における子どもの読書活動の推進	地域子育て支援センター、保育所、幼稚園、市民館、子育てサークル、自主保育グループ等における絵本の読み聞かせ等を通じて、子どもが絵本に触れる機会を増やすとともに、保護者に向けて、親と子どもの読書活動の大切さを伝える活動を進めます。
保育所における園児及び保護者に向けた読書活動の推進	各年齢に応じた絵本コーナーを設置し、日々の保育の中で発達に応じた絵本の読み聞かせの実施や絵本を使った表現活動を取り入れるなど、絵本の世界観を味わう取組を進めます。 保護者への働きかけとして「絵本だより」を発行し、保育所での取組の様子や発達段階に応じたおすすめ絵本を紹介することで、乳幼児期の「読み聞かせ」や「おはなし」の大切さを伝え、子どもと一緒に「読み聞かせ」や「おはなし」を体験する取組を充実します。
保育所における地域の子どもや保護者に向けた読書活動の推進	地域の子どもや保護者を対象として絵本の貸出しや、読み聞かせの会を実施し、子どもの年齢や興味に合わせた絵本を紹介するとともに、読み聞かせの会への参加を促進するなど、親子での読書活動のきっかけづくりとなる取組を進めます。
読書を通じた保育園児と中学生・高校生等との交流の促進	中学生・高校生と乳幼児が絵本の「読み聞かせ」の楽しさを共有できる機会のさらなる創出に向け、職場体験学習などにより、乳幼児と中学生・高校生等との交流が促進できる取組を進めます。

こども文化センター等における読書活動の推進	こども文化センターやわくわくプラザにおいて、図書コーナーの内容の充実に向け、利用者ニーズの把握に努めるとともに、地域ボランティア等による読み聞かせや、中高生等が乳幼児に読み聞かせを行うなどの取組を進めます。
	市立図書館で活動する読み聞かせボランティアの紹介・派遣等の協力を得ながら、子どもの読書機会の充実のための取組を進めるとともに、市立図書館からの団体貸出やリユース本の提供を受けながら、図書室等の資料の充実を図ります。
	図書館だより等の広報物の配布や掲示による読書活動の普及啓発を行うなど、市立図書館との相互連携による読書活動推進の取組を促進します。
ボランティアや民間団体等における子どもの読書活動の推進	市立図書館や学校図書館等において、ボランティアや民間団体等への活動の場や機会の提供、スキルアップなどの人材育成等、効果的な連携のための支援の取組を進めます。
	地域家庭文庫など地域でさまざまな読書に関わる団体等について、文庫開設の状況の広報や情報交換を進めるなど、連携を図りながら、地域における子どもの読書活動の推進のための取組を進めます。

(3) 学校における子どもの読書活動の推進

学校教育法や学習指導要領等を踏まえ、各学校において、計画的な学校図書の活用を進めるとともに、学校図書館機能の充実や児童生徒の読書活動等の推進に取り組めます。

また、さまざまな支援を必要とする子どもたちに対する読書支援活動は、それぞれの状況に応じたきめ細かい丁寧な対応が求められることから、図書ボランティア等と連携し、安心して読書活動に親しめる環境づくりを進めます。

主な取組	取組の内容
計画的な学校図書館の活用	各学校において、学校図書館の開館時間や貸出方法等の図書館運営に関わる「学校図書館運営計画」を作成するなど、学校図書館の活性化に向けた取組を進めます。
	各学校において、「読書活動年間計画」等を作成し、朝読書や学校独自の読書週間の設定などによる児童生徒の読書活動の充実を図るほか、各教科等において、読む・調べる活動など、学校図書館を活用した授業が行われるよう、計画的な学校図書館の活用を進めます。
	令和3年度からスタートした「かわさきGIGAスクール構想」に基づき、GIGA端末や図書資料等を活用しながら、児童生徒の情報活用能力の育成や学習支援を進めます。
子どもが利用しやすい学校図書館の環境づくり	司書教諭や図書担当教諭が中心となり、総括学校司書・学校司書、図書ボランティアと連携しながら、各学校の学習内容や児童生徒のニーズに応じた特設コーナーの設置、図書紹介、ポップづくり、季節に応じた館内装飾、書架の整理など、学校図書館の環境づくりの取組を推進します。
	図書館資料の計画的な入れ替えを行いつつ、「学校図書館図書標準」等に基づく蔵書の整備に努めるとともに、図書の選定にあたっては、幅広く偏りがないように配慮しながら、時節に対応した分野も柔軟に取り入れ、各学校の学習内容に応じた図書や関連資料等の収集に取り組めます。
	近隣の学校間で連携調整を図りながら、各種資料や情報等の共同利用や資料の相互貸借等に努め、児童生徒の多様な興味・関心に応えられる図書等の収集に取り組めます。
	外国につながるのある児童生徒が、気軽に読書活動に取り組むことができるよう、各学校の状況に合わせ、学校図書館に関係資料のコーナーや世界各国の本のコーナーの設置を行うとともに、特別な支援が必要な児童生徒に対して、図書ボランティアの協力を得ながら、少人数での手遊びや紙芝居なども取り入れた読み聞かせ活動を進めます。

子どもの読書活動を支援するための広報・普及啓発	各小学校・中学校において、推薦図書リスト「かわさき子ども読書 100 選」を配布するなど、子どもが本を手に取りやすくなるような広報・普及啓発の取組を進めます。
	各学校において、学校司書による「図書館だより」や児童生徒による「図書委員会だより」を発行し、おすすめ本の紹介や学校図書館イベントの案内などを行い、児童生徒の読書活動の普及啓発の取組を進めます。
	各学校において、総括学校司書や学校司書の協力を得ながら、授業と関連する本を紹介するブックトークなどにより児童生徒の読書意欲の向上を図ります。
司書教諭・図書担当教諭等による読書活動推進への支援	図書担当者連絡会等を通じて、学校図書館運営に関する業務の共通理解や情報共有を図るとともに、学校図書館や学校図書館システムの利活用についての理解を深める研修を年 2 回程度実施します。
	各教員が授業等において、学校図書館を有効的に活用できるよう、校内研修等の機会を利用しながら、資質の向上に向けた取組を進めます。
総括学校司書・学校司書による読書活動推進への支援	学校図書館の選書や児童生徒への学習支援、レファレンスサービス等において司書教諭や図書担当教諭を支援し、教職員と連携した授業支援の取組を行うとともに、図書ボランティアや図書委員の児童生徒等に対する的確な助言を行うことができるよう、連絡会や研修会を年 6 回程度実施します。
学校司書の配置拡充	学校司書配置校では、来館児童数・貸出数の増加などの児童の読書活動の広がりや学校図書館の環境整備の充実、教職員と連携した授業支援の拡充等の取組が進んでいます。 児童の読書活動の充実や学習支援の充実に向け、令和 4 年度には 70 校、令和 5 年度には 92 校、令和 6 年度には、小学校への全校配置に向けた取組を推進します。
図書ボランティアによる読書活動推進への支援	各学校において、司書教諭や図書担当教諭、総括学校司書、学校司書と連携しながら、読み聞かせ活動や学校図書館の蔵書点検、書架の整理、本の修理、館内装飾、貸出・返却作業など、図書ボランティアと連携・協力しながら、児童生徒の読書活動や学校図書館運営の支援の取組を進めます。
	図書ボランティアへの支援として、「読み聞かせの工夫」や「本の修理のしかた」などについて、全市 2 回、各区 3 回程度の図書ボランティア研修会を実施します。

児童生徒の図書委員会活動の活性化	図書委員の働きかけにより、学校図書館に足を運ぶ児童生徒もいることから、小学校国語教育研究会や情報教育研究会及び中学校教育研究会国語部会や図書館部会、図書担当者連絡会等で他校の優れた取組を情報共有するなど、図書委員会活動の活性化に向けた取組を進めます。
学校図書館の有効活用	地域のボランティアと連携しながら、学校休業日に、学校の教育活動に支障のない範囲で小学校・中学校の学校図書館を開放し、子育て家庭等への図書資料等の貸出等を行います。 川崎総合科学高等学校の学校図書館を平日の夕方や土曜日、日曜日に開放し、地域の生涯学習の場として活用します。
子どもの読書活動の推進のための市立図書館との連携	学校図書館システムと市立図書館システムの書誌データを共有して効率的な資料検索が行えるようにするとともに、市立図書館の「授業支援図書セット」等を活用するなど、市立図書館と連携した児童生徒の学習活動や読書活動の充実にに向けた取組を進めます。
子どもの読書活動の推進のための関係機関等との連携	各学校における学校図書館の活用を進めるため、小学校国語教育研究会や情報教育研究会、中学校教育研究会国語科部会や図書館部会等を通じて、読書活動推進に向けた連携・協力の取組を進めます。 公立保育所、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、市立図書館、PTA、子ども会、図書ボランティア、市書店組合代表等の委員で構成する「読書のまち・かわさき」事業推進会議や「読書のまち・かわさき」子ども読書活動連絡会議を通じ、子どもの読書活動の推進のための情報交換や意見交流を実施します。

(4) 「かわさき読書の日」を中心とした啓発活動の推進

子どもの読書活動の推進にあたっては「子ども読書の日」（４月２３日）や「かわさき読書の日」（１１月第１日曜日）に合わせて、図書館や学校、ボランティア等が連携しながら、特色ある読書活動推進の広報・啓発活動を進めます。

また、「読書のまち・かわさき」通信により、さまざまな子どもの読書活動推進に関する情報を広く紹介するとともに、川崎フロンターレとの協働によりイベントの開催や啓発物の配布を行うなど、企業等とも連携した読書活動の普及啓発の取組を推進します。

主な取組	取組の内容
「子ども読書の日」に合わせた子どもの読書活動の広報・普及啓発	「子ども読書の日」（４月２３日）関連ポスターの関係機関等への配布や「読書のまち・かわさき」通信の発行等を通じて、家庭における読書活動「家読（うちどく）」の普及啓発を進めるとともに、関係機関が特色ある読書活動に向けた取組をスタートできるよう広報・啓発活動の充実を図ります。
「かわさき読書の日」に合わせた子どもの読書活動の広報・普及啓発	「かわさき読書の日」（１１月第１日曜日）には、作家や読書に関係の深い方の講演会、児童生徒との交流会等を実施するとともに、児童生徒から募集した読書ポスターや標語、本の紹介文の表彰、及び特に優れた実践団体、個人や学校に対して読書活動優秀団体表彰等を行うなど、子どもと読書をつなぐ取組を進めます。
	児童生徒から募集した読書標語やポスター、本の紹介文、市立図書館の活動紹介を展示するとともに、優秀な作品を掲載したカレンダー等を作成し、保育所、市立学校、市立図書館及び書店等に配布するなど、子どもの読書活動の広報・普及啓発活動を推進します。
「かわさき読書週間」における子どもの読書活動の広報・普及啓発	市立学校においては、「かわさき読書週間」に読書活動の取組等のアンケートを実施し、学校における読書活動の実態を把握します。さらに、図書担当者連絡会等において好事例を紹介し、学校における読書活動の充実に向けた啓発活動に取り組めます。
	市立図書館においては、おはなし会、人形劇、リユース本配布会など、子どもたちが楽しみながら本への関心を高め、読書習慣の形成に寄与する事業を実施するとともに、図書館だより等を通じて、これらの取組の広報・啓発活動を行います。
「読書のまち・かわさき」通信による子どもの読書活動の広報・普及啓発	関係機関等を通じて「読書のまち・かわさき」通信の配布を行うことで、家庭における読書活動の普及啓発や子どもの読書活動の普及啓発活動を推進します。

企業等と連携した子どもの読書活動の普及啓発活動の推進	川崎フロンターレとの連携・協働により、選手による読み聞かせや人形劇などのイベントの開催、推薦図書リーフレットなどの啓発物の作成・配布を行い、子どもの読書活動の普及啓発の取組を推進します。
-----------------------------------	--

4 計画の推進に向けて

(1) 計画の進行管理

本計画は、かわさき教育プラン第3期実施計画における事務事業「読書のまち・かわさき推進事業」に位置付け、プランの点検・評価において進行管理を行います。

(2) 計画の推進体制

ア 「読書のまち・かわさき」事業推進会議

本計画に基づく施策の推進を図るため、学識経験者、学校関係者、社会教育関係者、行政関係者で構成された、「読書のまち・かわさき」事業推進会議において、家庭、地域、学校における子どもの読書活動についての取組状況や諸課題を協議し、子どもの読書活動を推進します。

イ 「読書のまち・かわさき」子ども読書活動連絡会議

子どもの読書活動が行われている現場の意見も聴取しながら施策の推進を図るため、図書ボランティア、総括学校司書、保育園・学校・図書館関係者、その他読書活動に関わっている方（企業等）で構成する、「読書のまち・かわさき」子ども読書活動連絡会議において、子どもの読書に係る取組等に対する意見、提案等を意見聴取しながら、子どもの読書活動を推進します。

ウ 市立図書館と学校図書館との連携会議

各区の市立図書館において、市立図書館と学校図書館担当者との学社連携会議を開催するなど、情報交換・情報共有等を進めながら、相互理解やさらなる連携・協力の取組を進めます。

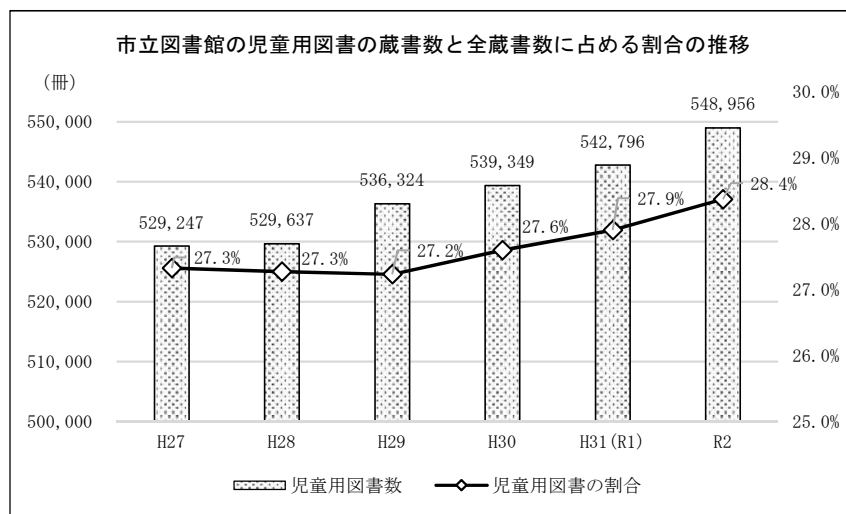
【資料編】

- 子どもの読書活動を取り巻く状況の変化
- 「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」実施要綱
- 「読書のまち・かわさき」事業推進会議運営要綱
- 「読書のまち・かわさき」子ども読書活動連絡会議運営要綱
- 学校と市立図書館の連携に関する要綱
- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 文字・活字文化振興法
- 語句説明一覧



《市立図書館の児童用図書の蔵書数と全蔵書数に占める割合の推移》

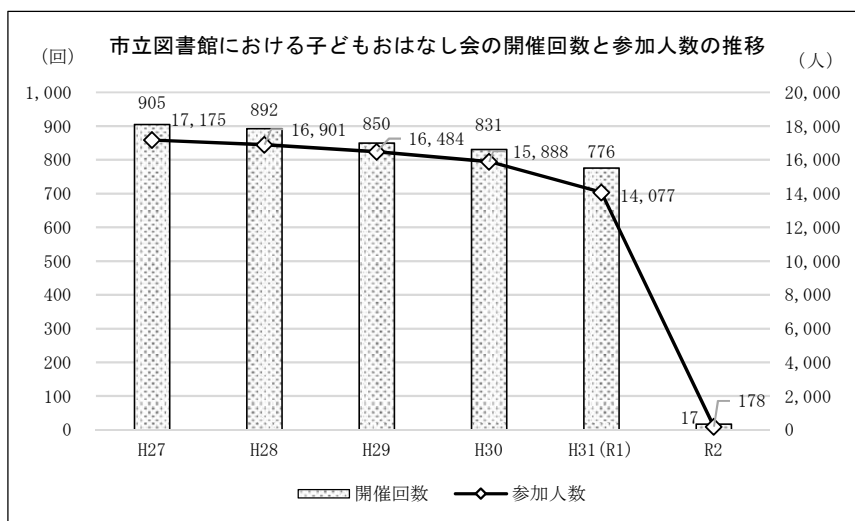
市立図書館における児童用図書数及び全蔵書に占める児童用図書の割合は、年々増加傾向となっています。



出典：「川崎の図書館」（川崎市立図書館）

《市立図書館における子どもおはなし会の開催回数と参加人数の推移》

市立図書館職員や地域で活動するボランティア団体が市立図書館で実施している子どもおはなし会は年々減少傾向となっています。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、開催回数は大きく減少しました。

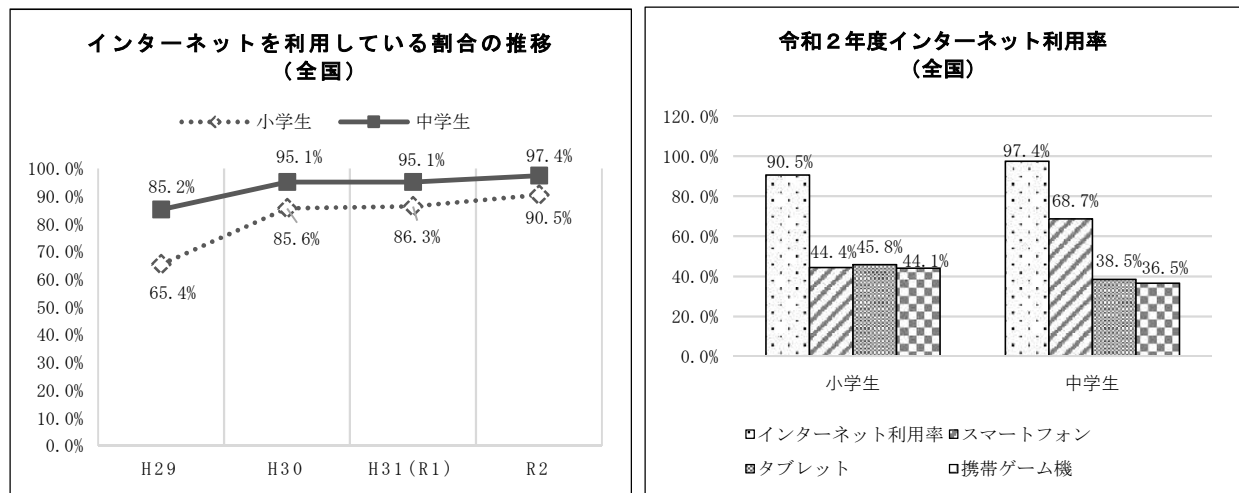


出典：川崎の図書館（川崎市立図書館）

子どもの読書活動を取り巻く状況の変化

《子どもを取り巻く情報社会の変化》

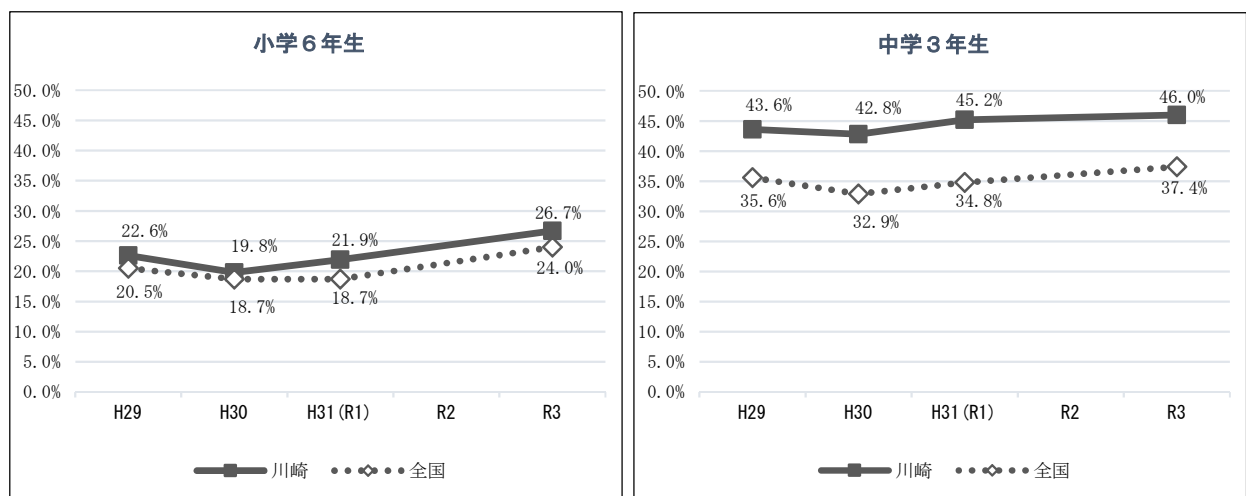
小学生・中学生が、スマートフォン、タブレット、パソコン、携帯ゲーム機器等を活用してインターネットを利用する割合は年々高まっています。令和2年度においては小学生・中学生ともに、インターネットを利用している割合は9割を超えました。



出典：青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府）

《「本を全く読まない」子どもの割合》

学校の授業時間以外に、普段の日（月曜日から金曜日）において「本を全く読まない」子どもの割合は、小学生に比べ、中学生の方が高くなっています。また、小学生・中学生ともに川崎市の割合は全国平均よりも高くなっています。



出典：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

※令和2年度は未実施

《週に一回以上、学校や地域の図書館へ行く子どもの割合》

昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校図書館、学校図書室や地域の図書館に週に1回以上行く子どもの割合は、小学生に比べ、中学生は低くなっています。また、川崎市の割合は全国平均に比べ、低い状況です。

小学6年生	H29	H31(R1)
川崎	8.6%	8.9%
全国	15.6%	17.2%

中学3年生	H29	H31(R1)
川崎	5.1%	4.3%
全国	8.1%	8.3%

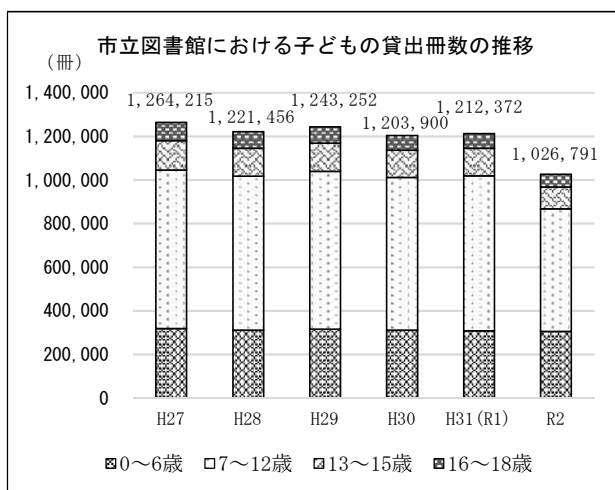
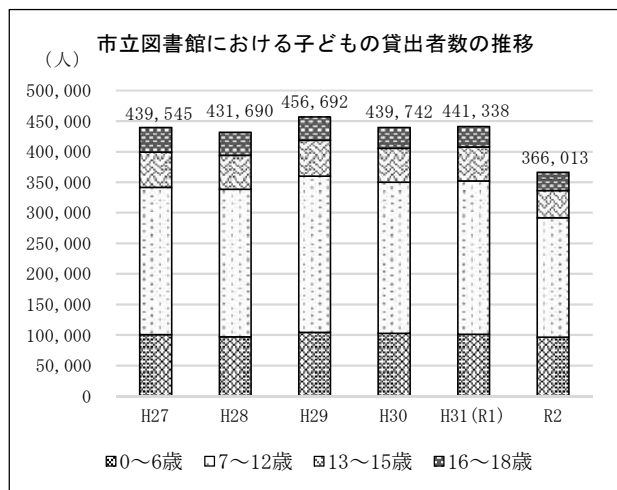
出典：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

※令和2年度は未実施

※平成30年度、令和3年度は質問項目なし

《市立図書館の利用状況》

市立図書館の年代別貸出冊数、貸出人数のうち0歳から18歳を見ると、7歳から12歳までが他の年代より高い値を維持しているものの、他の年代では図書館が利用されていない状況があります。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症感染拡大による図書館の休館等の影響を受けて、7歳から12歳の利用が大きく減少しました。



出典：川崎市教育委員会事務局調べ

「読書のまち・かわさき」事業推進会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」実施要綱第4条の規定に基づき、「読書のまち・かわさき事業推進会議」（以下「推進会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 家庭における子どもの読書活動の推進
- (2) 地域における子どもの読書活動の推進
- (3) 学校等における子どもの読書活動の推進
- (4) 啓発広報活動の推進

(構成)

第3条 次の委員によって推進会議を構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校等関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 行政関係者

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、学校教育部指導課及び生涯学習部生涯学習推進課において処理する。

(その他の事項)

第5条 この要綱によるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成12年9月6日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成16年6月30日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」実施要綱

(趣旨)

第1条 家庭・地域・学校等が一体となった読書活動のあり方を研究することによって子どもたちの豊かな心と自ら学ぶ力を育むための「読書のまち・かわさき」事業を行う。

(目的)

第2条 子どもが夢や想像を広げ、感性や表現力を高め、自ら考え、健やかに生きる力を育むこと等、読書の意義を踏まえ、「子ども読書推進計画」に基づき川崎らしい魅力的な子どもの読書活動の推進と充実を図る。

(事業内容)

第3条 「読書のまち・かわさき」事業において、子どもの読書活動を推進するために、教育委員会は次の事業を行うものとする。

- (1) 家庭における子どもの読書活動の推進
- (2) 地域における子どもの読書活動の推進
- (3) 学校等における子どもの読書活動の推進
- (4) 啓発広報活動の推進
- (5) その他の目的達成に必要な事業

(意見聴取)

第4条 教育委員会は第3条の事業の推進に関し、「読書のまち・かわさき事業推進会議」(以下「推進会議」という)及び「子ども読書活動連絡会議」(以下「連絡会議」という)から意見を聴取する。

(推進会議及び連絡会議の運営等)

第5条 推進会議、連絡会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

(その他の事項)

第6条 この要綱によるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月6日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成16年6月30日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

「読書のまち・かわさき」子ども読書活動連絡会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」実施要綱第5条の規定に基づき、「読書のまち・かわさき 子ども読書活動連絡会議」(以下「連絡会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は次の事項を所掌する。

- (1) 子どもの読書活動に関わること
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3条 次の委員によって連絡会議を構成する。

- (1) 図書ボランティア
- (2) 川崎市総括学校司書
- (3) 保育園等・学校・図書館関係者
- (4) その他読書活動にかかわっている者

(庶務)

第4条 連絡会議の庶務は、学校教育部指導課及び生涯学習部生涯学習推進課において処理する。

(その他の事項)

第5条 この要綱によるものの他、必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成16年6月30日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会

学校と市立図書館の連携に関する要綱

(目的及び意義)

第1条 この要綱は、「学校図書館法」第4条及び「図書館法」第3条の趣旨にもとづき、川崎市における学校図書館と市立図書館（以下、図書館という。）の相互協力を幅広く展開するために、市立学校（以下、学校という。）と図書館の連携について必要な事項を定めるものである。

(連携の内容)

第2条 この要綱に基づく協力関係は、次のとおりとする。

(1) 資料の相互利用

ア 図書館は、学校から教育活動を充実することを目的とした資料提供の依頼があったときは、その目的がかなうよう支援をする。

イ 学校は、図書館から協力の要請があったときは、学校教育に支障がない限りにおいて、資料の提供などを行う。

ウ 図書館と学校は、特に地域に関する資料、情報の収集について積極的に交流し相互に援助する。

(2) 学校図書館の情報ネットワーク化

学校は、図書館のネットワークシステムと連携して学校図書館のネットワーク化を進める。図書館は、学校図書館の蔵書のデータベース化が効率的に進むよう支援をする。

(3) 施設の利用

ア 図書館は、学校が授業で図書館を活用するときは、他の利用者の支障とならない範囲で協力する。

イ 学校は、図書館が地域で行う事業で学校を活用するときは、教育活動に支障がない範囲で協力する。

(4) 職員の相互交流・研修

学校及び図書館は、職員やボランティアの研修等への参加、講師の派遣など相互に便宜を図る。また、ボランティア希望者など地域の人材の紹介を行う。

(5) 連携会議の開催

相互協力が効果的に推進できるよう「学校と図書館の連携会議」を各区において定期的に行う。会議の召集は図書館が行う。

(その他)

第3条 この要綱を定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

に報告するとともに、公表しなければならない。

- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

※ 平成13(2001)年12月12日公布・施行

文字・活字文化振興法

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

※ 平成17(2001)年7月29日公布・施行

語句説明一覧表

語句	説明	掲載 ページ
あ		
家読（うちどく）	家庭における読書活動のこと。	14, 20, 28
おはなし会	絵本の読み聞かせや素話（ストーリーテリング）、紙芝居、パネルシアターなどを行う会	4, 5, 6, 7, 9, 12 , 13, 14, 17, 20 , 21, 22, 28
おはなし会用図書セット・材料	読み聞かせボランティアグループや団体が実施する読み聞かせ等の企画、研修及び、図書館との共催・協働事業などの活動を支援するために作られたもの。保育園、幼稚園等にも貸出している。川崎市立図書館・分館で登録した団体に貸し出すもので、個人利用者への貸し出しは行わない。「図書セット」は、季節や年令別に絵本を 10 冊ずつセットにしたもの。「幼児向け」「5 歳～低学年向け」「中学年向け」「高学年向け」がある。「材料」には、「エプロンシアター」「パネルシアター」「大型紙芝居」「行事の紙芝居」がある。	6, 7, 23
か		
学社連携会議	市立図書館および市立学校との協力・連携について話し合う会議。図書館職員、市立小・中学校の図書担当教諭、総括学校司書等が参加している。	8, 22, 30
学校司書	学校図書館法の一部改正（平成 27（2015）年 4 月 1 日施行）により、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の医療の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事すると規定された職員のこと。	8, 9, 10, 11, 16 , 19, 25, 26, 30
学校司書配置モデル事業	平成 27（2015）年度から 3 年間にわたり、学校司書を川崎市市内小学校にモデル的に配置し、効果の検証を行った事業	8
学校図書館システム	学校図書館がシステム化され、「川崎市図書館総合システム」が平成 20（2008）年度以降、本格運用されている。図書館と同一のサーバー、共通のデータベースをもつことで、学校図書館で持っていない資料でも、公共図書館の資料を検索できるようになった。学校にあるシステムの端末では、校内の本の貸出・返却等ができる。	11, 26, 27
学校図書館ガイドブックⅡ改訂版	平成 16（2004）年度に学校図書館運営の指針を示すものとして「読書のまち・かわさき」事業推進委員会、川崎市立小学校情報教育研究会、川崎市立中学校教育研究会図書館部会、川崎市立図書館及び、総括学校司書によって編集されたもの。各学校が創意工夫ある読書活動を充実発展させるため	8

	に、読書活動の内容、環境整備、学校図書館にかかわる人の役割などが記されている。平成 28 年に一部改定	
かわさき FM	市内の情報を発信しているラジオ局	15
かわさき子ども読書 100 選	川崎市教育委員会が編集・発行した推薦図書リスト。小学生低学年版、小学生高学年版、中学生版に分冊されている。	4, 8, 22, 26
かわさき子どもの権利の日	11 月 20 日。(かわさき子どもの権利に関する条例第 5 条により制定)	5, 22
川崎市総合計画	川崎市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」と、基本構想に定める 5 つの基本政策を体系的に推進するために政策の方向性を明らかにする「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」で構成されている。令和 4 (2022) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 4 年間の計画期間とする第 3 期実施計画を策定する。	2, 30
かわさき読書週間	かわさき読書の日 (11 月第 1 日曜日) の前後 2 週間をかわさき読書週間とし、図書館や学校などで読書に関する様々な取組を行っている。	6, 13, 14, 19, 28
かわさき読書の日	11 月第 1 日曜日。かわさき読書の日を中心に読書啓発活動を行う。	13, 14, 17, 19, 28
かわさき読書の日のつどい	毎年かわさき読書の日に行われる読書活動に関するイベント。児童生徒から募集した読書ポスター・標語・本の紹介文の優秀賞受賞者の表彰、読書活動優秀団体等の表彰、作家等による講演会や講師と児童生徒との交流会などを行っている。	13, 14
川崎フロンターレと本を読もう!	プロサッカーチーム川崎フロンターレと協働した読書推奨キャンペーン事業	14, 15
子育てサロン	子どもとその保護者を対象に、地域の社会福祉協議会、民生委員児童委員、主任児童委員、及びボランティアが中心となり実施する育児交流の場。子どもを遊ばせながら、ママ同士のお喋り、情報交換や育児の相談ができる。	7
子ども読書の日	4 月 23 日。(子どもの読書活動の推進に関する法律第 10 条により制定)	13, 14, 17, 19, 28
こども文化センター	児童が健やかに育ちゆく願いをこめて、児童の地域での遊びの拠点として、自由に遊び、学びあいながら児童への自主性・創造性・協調性を養うことを目的とした施設。	4, 7, 17, 18, 19, 21, 24
さ		
司書教諭	学校図書館の専門的職務を担う教員として、各学校に配置されている。	8, 9, 11, 16, 19, 25, 26
授業支援図書セット	学校における調べ学習や読書指導などを支援するために作られた図書セット。授業に関連する単元や教科書で紹介され	6, 11, 17, 22, 27

	ている本をテーマ毎にセットにしたもの。学校以外への貸し出しは行わない。	
選書	図書館に受け入れている図書その他の資料を選定すること。	4, 6, 8, 10, 18, 22, 23, 26
総括学校司書	旧称は学校図書館コーディネーター。川崎市の会計年度任用職員。市立小・中学校及び特別支援学校の図書館を巡回し、学校図書館の環境整備や読書活動等について、学校の司書教諭や図書ボランティアの支援を行う。	8, 9, 10, 11, 19, 25, 26, 30
蔵書	図書館に収集所蔵されている図書、資料	5, 10, 11, 17, 22, 25, 26
た		
地域子育て支援センター	0歳から就学前までの子どもと保護者に対して、自由に交流ができる場や子育て情報の提供、子育て講座やイベントの実施のほか、気軽に子育て相談ができる施設	4, 7, 12, 17, 20, 21, 23
「読書のまち・かわさき」子ども読書活動連絡会議	子どもの読書活動に関わることを所掌する会議。委員は図書ボランティア、総括学校司書、保育園・幼稚園・学校・図書館関係者・その他読書活動にかかわっている者によって構成する。	10, 27, 30
「読書のまち・かわさき」事業推進会議	家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進を所掌する会議。委員は学識経験者、学校関係者、社会教育関係者、行政関係者などによって構成する。	10, 27, 30
「読書のまち・かわさき」通信	「読書のまち・かわさき」事業に関する、事業内容の取組の周知や通信広報を行うためのもの。年間4回の発行。	14, 28
図書担当者連絡会	市立特別支援学校の司書教諭や図書担当教諭を対象とした会。学校図書館の活用や図書館総合システムについての理解を深めて、学校図書館の活性化を図ることを目的としている。	8, 10, 26, 27, 28
は		
配架	書架上に図書資料を配列すること。図書資料の分類表に基づいて順序よく配列する。	11, 14
パスファインダー	テーマに関する資料や情報を探すための手順を簡単にまとめたもの。	22
ブックトーク	ある一つのテーマに沿って、数冊の本を順序よく組み合わせ、紹介すること。学校図書館では読書指導の一環として行われる。本やテーマに興味を持たせ、読書意欲を喚起させることが目的	26
ブックリスト	あるテーマに関連する本のリスト。あるいは研究課題に対して参考となる本のリスト	4, 6, 17, 20, 21, 22

や		
ゆうゆう広場	不登校の児童生徒を対象とした施設で、教育相談、体験活動等多様な活動を計画的に行い、その自主性の育成や人間関係の適応性を高めることによって、学校への復帰、社会的な自立を目指すことを目的としている。	11
ら		
レファレンス	利用者からの質問に対し、図書館員が図書館の資料と機能を活用して資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料とを結び付ける業務。 レファレンス・サービスともいう。	26
連合文化祭	川崎市中学校連合文化祭。中学校生活における芸術・文化の学習を全市的に充実、発展させるための場	10
わ		
わくわくプラザ	放課後や土曜日・夏休みなどに、小学校施設を活用して児童の遊びや生活の場を確保し、様々な文化・スポーツ活動などを行い、異なった年齢層の仲間づくりを支援する事業。	7, 18, 19, 24

「読書のまち・かわさき」
子ども読書活動推進計画（第4次）

令和4（2022）年3月
川崎市教育委員会事務局

生涯学習部 生涯学習推進課

電話 044-200-3302

FAX 044-200-3950

E-mail: 88syogai@city.kawasaki.jp

学校教育部 指導課

電話 044-200-3284

FAX 044-200-2853

E-mail: 88sidou@city.kawasaki.jp